

令和 元年 6 月 24 日現在

機関番号：33707

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2016～2018

課題番号：16K13522

研究課題名（和文）中国少数民族教育法の開発的研究

研究課題名（英文）developmental study about deucational law for chinese mainority

研究代表者

篠原 清昭（SHINOHARA, KIYOAKI）

中部学院大学・教育学部・教授

研究者番号：20162612

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,600,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、中国の少数民族を対象として少数民族の学習権の保障を内容とする教育政策や学校教育の実態と問題を考察した。具体的には、中国大陸（チベット族、モンゴル族）や台湾（タイヤル族）などを事例として、主に民族学校における言語教育やキャリア教育の実態を考察した。その成果は、中国の少数民族の教育権（学習権）は国家の再帰的な中華民族主義政策の中で強化されつつあるということと、一方で少数民族集団のサイドからも一定の民族離れがあるということがわかった。台湾と中国大陸との比較において前者に比して後者において民族学校における民族教育の低調さがあった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の学術的意義は、本研究組織が日本人の集団ではなく中国人の集団（代表者以外）であることにある。そのため、日本国内ではなく主に中国や台湾における関係学会においてその成果が反映されたといえる。また、同時に以上の理由から中国や台湾においてその成果が一定の社会的評価を受けた点にある。実際、中国大陸においては本研究成果は南京師範大学や青海民族大学さらに台北教育大学や台北市立大学等の大学での国際シンポを通じて広く共有できた。また、日本で開催された東アジア教育に関連する国際シンポでもメンバーによる共同発表ができた。

研究成果の概要（英文）：This research considered the education policy which secures right to learn of a minority with the contents targeted for the Chinese minority, the reality of the school education and a problem. Specifically, the reality of the language education and the carrier education which can put a Chinese continent (the Tibetan and Mongolian) and Taiwan (TAIYARU group) etc. at ethnology school mainly as a case was considered. There was dullness of the folk education in an ethnology school in the latter compared with the former in comparison with Taiwan and a Chinese continent.

研究分野：教育法学

キーワード：少数民族 学習権 教育権 言語

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

中国には国家法としての「少数民族教育法」は存在しない。そのため、その起草工作が求められている。しかし、その起草工作には少数民族の言語文化権の保障さらに漢語と民族語の双語(バイリンガル)教育の位置づけなど、少数民族の教育文化権を保障するという政策論的な課題があるため、起草工作には有効な立法調査と立法案の作成が必要とされる。

2. 研究の目的

第一に「少数民族教育法(案)」作成の前提として、地方(省、自治区)の「少数民族教育条例」の実態と課題を明らかにする。具体的には、青海省少数民族教育条例、内蒙古自治区少数民族教育条例、台湾原住民教育法の法実態調査を行う。第二にそれを踏まえた上で少数民族の教育権を保障する中国国家法としての「中華人民共和国少数民族教育法(案)」を共同で作成することを目的とした。

3. 研究の方法

本研究は中国の少数民族教育法案を作成することを目的としている。この場合、研究方法としては、第一に本研究の考察枠組みを確定させる理論研究を行った。第二に同法のベースとなる地方(省、自治区)の少数民族教育条例の法実態調査を行った。具体的には以下の少数民族教育条例の調査を行った。内蒙古少数民族教育条例、青海省少数民族教育条例、台湾原住民教育法。第三に少数民族教育条例の法実態調査の結果を踏まえて、メンバーによるワーク・ショップによる中国の少数民族教育法の立法案の作成を行った。

4. 研究成果

1) アイヌ民族教育調査

研究協力者の包;(内蒙古民族大学副教授)とともに、北海道沙流郡平取町立二風谷小学校等を訪問調査し、学校教育におけるアイヌ民族教育の教育課程(総合的学習)の計画と実施をヒアリングし、日本の少数民族(先住民族)教育の実態を考察した。

2) 東亜国際教育検討会フォーラムにおける中間報告

東亜細亜国際教育検討会において、本メンバーにより分科会「東アジアにおける少数民族の教育権の比較研究-日本・中国・台湾を事例として-」を開催し、メンバーによる事例報告(中間報告)を以下のように行った。

1. 篠原清昭(日本・岐阜大学)「日本における少数民族の教育権 アイヌ先住民族の場合」

2. 包鳥力吉倉(中国・内蒙古民族大学)「中国・内蒙古における少数民族の教育権 内蒙古族の場合」

3. 満却頓智(中国・青海民族大学)「中国・チベットにおける少数民族の教育権 チベット族の場合」

4. 周志宏(台湾・台北教育大学)「台湾に少数民族の教育権 台湾原住民族の場合」

以上のうち、「東亜国際教育検討会フォーラムにおける中間報告」では、当初予定していたメンバーによる事例調査の完成度が高く、かなりの実績を上げることができた。

3) 内蒙古及び青海省の民族学校調査

現地の少数民族の教育状況特に民族学校の実態を事例校調査し、以下のようなことを明らかにした。二つの地方の少数民族教育の実際はそれぞれの少数民族の政治的背景や民族アイデンティティーの違いを大きく反映させていた。その違いは二つの少数民族教育条例に大きく影響を与えていた。一方、二つの地方の民族学校は実態(学校経営、カリキュラム、二言語教授法など)において同一の問題を抱えていた。

以上のことは、大きく中国政府(教育部)の少数民族教育政策の変化が多く要因として存在した。その変化とは、中華民族主義的教育政策であり、中国の少数民族は再び過去の大漢民族主義の方向に再帰し、今後において少数民族教育の課題がみられた。その課題とは、言語政策により漢語重視の国家基準が強制され、民族語の解体が進行していること。少数民族地区の経済社会の変動、すなわち漢族資本の侵略とそれに伴う漢語能力を問うリクルート市場への変化により、生徒自らが民族語離れを生じさせていること。さらに少数民族の子どもが民族学校を回避し、漢族学校を希望している実態があることなどをいう。

4) 今後の課題

今後において少数民族教育の可能性をどう考えるか。一つの方向は不可避的な少数民族地区の漢族による市場化に対して、民族語に固執せず漢語を積極的に学び、高学歴・高収入を求める個人主義的なキャリア形成がある。むしろ、民族語への固執は偏狭な民族独立主義への傾斜や学問習得にマイナスの影響を与えているともいえる。知識の習得のツールとしての漢語を学び、社会的有意なキャリアを求める方向を今後検討すべき時期にあると考える。

本研究は中国の少数民族教育法案を作成することを目的とした。

この場合、研究方法としては、第一に本研究の考察枠組みを確定させる理論研究を行った。第二に同法のベースとなる地方(省、自治区)の少数民族教育条例の法実態調査を行った。具体的には以下の少数民族教育条例の調査を予定している。内蒙古少数民族教育条例、青海省少数民族教育条例、台湾原住民教育法。第三に少数民族教育条例の法実態調査の結果を踏まえて、メンバーによるワーク・ショップによる中国の少数民族教育法の立法案を作成した。

中国は少数民族に関する教育政策は多元的な構造にあると言える。国内(ローカル)においては、中央政府は民族政策上国家主義的に中華民族思想の教化と漢語化により、少数民族を同化しようとしている。一方、少数民族社会内においても教育の市場化や学歴主義化が少数民族を

内部から融和化させている。

そのため、第一に主に以上のような少数民族政策と少数民族の教育社会の動向を各メンバーによる帰属地方（内蒙古、チベット、台湾）の状況を事例的に確認するとともに、その後の少数民族教育条例の法実態調査の視点と枠組みの設定を行った。第二に、過去廃案化された「中華人民共和国少数民族教育法案」（2011年）と「中華人民共和国少数民族教育条例」（2002年）の問題点を検討した。第三に、実際に地方の少数民族教育条例である内蒙古少数民族教育条例、青海省少数民族教育条例、台湾原住民教育法の条文の法解釈学的検討を行った。

具体的には、第一に当該の少数民族教育条例の法体系や法構造を法解釈学的に分析した。第二に、同条例の内容を法社会学的に分析するため、地方教育政策機関（人民政府民族教育司など）民族学校さらに一部の保護者（家庭）を訪問調査した。

現状では、少数民族地区では以下のようなさまざまな教育問題が発生している。全国的な学校統廃合政策により民族学校の廃校化。少数民族の伝統的な文芸の衰退。漢語化の強化による少数民族語の死滅語化、漢語と母語（少数民族語）のバイリンガル学習の負担、小学校英語の導入により少数民族の児童生徒のトライリンガル学習の負担。また、申請者が2013年に行った民族学校調査（「中国少数民族教育法にみる多元主義のレトリック」『季刊教育法』No.182 エイデル研究所 2014年。）では、語学系科目の総授業時間数に占める割合が5割を超え、音楽・体育・芸術系の授業が削減され、「英語」の授業に関してモンゴル語を教授言語とすることや教科書がモンゴル語で編纂されていることが少なく、学習上の弊害がみられた。

訪問調査では、以上の教育問題を背景に意識しながら、地方政策機関（内蒙古自治区民族教育司、青海省民族教育司、台湾教育部原住民教育委員会）においては二語併用教育政策や民族学校の設置運営に関する政策を調査する。民族学校の事例校調査（内蒙古自治区通遼市第五民族高等学校、内蒙古自治区鄂爾多斯白雲鄂博砬区民族小学、青海省同仁県同仁民族高校、青海省黄南州尖扎県尖扎民族小学など）においては学校運営、教授方法（教授言語の使用状況など）、教育課程編成（母語教育、伝統文化教育など）、教員編制（少数民族出身の教員編制など）を調査した。第三に家庭訪問調査においては保護者の教育意識や民族文化意識さらに母語の使用状況などを調査した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計3件)

包烏力吉倉・篠原清昭「日本における先住民族の文化権の法理論と法実態」『岐阜大学教育学部研究報告(人文科学)』66巻 2018年 132頁～192頁 査読なし。

満却頓智・篠原清昭「中国チベット族にみる二言語教授法の実践と政策の葛藤」『岐阜大学教育学部研究報告(人文科学)』65巻 2017年 131頁～142頁 査読なし。

包烏力吉倉「中国内モンゴルにおける少数民族の教育権 - モンゴル民族の場合 - 」『東アジア教育研究』第3号 12頁～18頁 The Journal of East Asian Educational Research Issue No. 3 2017年 査読あり。

〔学会発表〕(計1件)

篠原清昭・包烏力吉倉・満却頓智・牛志奎・周志宏「東アジアにおける少数民族の教育権」一般社団法人東アジア教育研究所主催・第5回国際カンファレンス(10EAE2018) 2018年9月11日

〔図書〕(計1件)

篠原清昭『台湾における教育の民主化』ジダイ社 2018年 総309頁。

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年：

国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年：

国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者；篠原清昭（岐阜大学教授 申請時以下同様）

(2) 研究協力者

牛志奎 Niu zhi gui（仙台大学教授）

周志宏 Zhou zhi hong（台北教育大学教授）

宋峻杰 Song shun mu（湖北経済学院副教授）

包鳥力吉倉 Bao miao li qi zhi（内蒙古民族大学副教授）

満却頓智（青海民族大学講師）

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。